

【全人連に提出した要請書】

2024年2月15日

全国人事委員会連合会
会長 中西 充 殿

公務労組連絡会
議長 桜井 真吾
全国自治体労働組合総連合
中央執行委員長 桜井 真吾
全日本教職員組合
中央執行委員長 宮下 直樹

地方公務員の賃金等の改善にかかる要請書

日頃から地方公務員の労働条件の改善に努力されていることに敬意を表します。

能登半島で起きた地震によって被災地では消防をはじめ公務公共関係労働者が住民の命や暮らしを守るために奮闘しています。しかし、全国の公務職場の人員は平常時でさえ人員が不足し、多くの公務職場で過労死レベルの長時間労働をせざるを得ない状況にあります。また、地方公務員はとくに技術・土木職を中心に人材確保が困難となっています。住民のいのちや暮らし、教育を支えるために、コストカット型の行政を改め、大幅に人員を増やし、体制強化に転換すべきです。

円安を背景とした物価高騰により賃金引き上げが追い付かず、実質賃金は20ヵ月連続マイナスと大きく落ち込んでいます。国民生活や営業を守るためにも、先進国中最低水準の実質賃金を改善するためにも、すべての労働者の賃上げや最低賃金の大幅に引き上げは待ったなしの情勢です。また、公務員賃金は昨年の人事院勧告で初任給が例年と比べれば大幅に引き上げられたとはいえ、民間企業と比較して低い水準のうえに、高卒初任給では最低賃金全国平均1002円を下回る992円という水準です。公務員の初任給をはじめとする賃上げ、地域間格差の解消、長時間過密労働の解消が求められます。

非正規公務員である会計年度任用職員にかかるのは、正規職員と比較して賃金労働条件の水準が大変低く、不合理な格差に置かれています。そのうえ再度の任用の制限など、「不適切な取り扱い」が後を絶たず、雇用の安定と待遇の改善に向けた対応が必要です。

以上をふまえ、現場の第一線で奮闘する公務労働者の労苦に報い、良質な行政サービス・教育を提供するためにも、各地の人事委員会が労働基本権制約の代償機関としての責務と役割を果たされるよう下記要求の実現に尽力されることを要請いたします。

記

1. 住民の暮らしや子どもたちの教育のため、日夜、献身的に奮闘している自治体労働者・教職員を励ますとともに、「全体の奉仕者」としての誇りと尊厳を持って職務に専念できるように、生計費原則をふまえ、正規・非正規を問わずすべての公務労働者の賃金・労働条件を改善すること。

2. 民間給与実態調査にあたっては、単に民間の賃金水準と機械的に比較するのではなく、地方自治や地方公共団体のあり方、公務・公共サービスのあり方と密接不可分であることに十分留意して調査を行うこと。とりわけ、勤続・経験年数の加味、雇用形態、民間一時金水準の厳正な把握とともに、比較対象企業規模を100人以上にすること。
3. 職務給原則に反した賃金格差の拡大や高齢層の昇給抑制等をやめること。地域間格差を拡大する地域手当を廃止し基本給に繰り入れるとともに、初任給を改善すること。
4. 子どもたちのさまざまな困難に対応している教職員のモチベーションを支えるためにも、職責と勤務実態に応じた教職員の適正な賃金水準を確保すること。
5. 障がい者雇用を進めるための職場環境、人員の確保について意見の申し出や勧告を行うこと。
6. 災害や感染症拡大、マイナンバー関連業務等への対応などによる「過労死ライン」を超えるような長時間過密労働が発生しないよう必要な人員の確保を言及すること。なお、労働基準監督機関として適切な労働時間管理が行われているかを監督するとともに、必要な措置を行うこと。労働基準法33条1項や3項が濫用されないよう、同法36条にもとづく協定の締結を指導すること。
7. 教職員の長時間過密労働の是正のための実効ある施策を勧告すること。給特法の「時間外勤務を命じない」原則を堅持しながらも、発生した測定可能な超過勤務に対し労基法第37条にもとづく時間外手当の支給について検討に入ること。
8. 感染拡大防止の観点からも少人数学級の実現と教職員の長時間過密労働の解消に向けた定数増を地方教育委員会に求めること。また、一年単位の変形労働時間制の導入は行わないこと。
9. ジェンダー平等推進の立場から、賃金水準や待遇、雇用などの不合理な格差の解消、不妊治療、妊娠、出産、育児、家族看護や介護に関する休暇・休業制度等を拡充するとともに、休暇・休業制度が取得しやすい職場環境と人員体制を整備すること。
10. 会計年度任用職員等の賃金・労働条件については、正規職員と均等待遇を前提とし、賃金・諸手当の改善、病気休暇の有給化をはじめ休暇制度などの改善、公募によらない再度の任用の実施を原則とした雇用の安定・均等待遇の実現などにむけた改善勧告を行うこと。
11. 定年年齢の引き上げにあたっては、生計費をふまえた所得水準を確保するとともに、安全配慮の徹底をはかるなど、65歳まで安心して働き続けられる職場・仕事となるよう人事委員会としての役割を果たすこと。
12. 定年年齢の引き上げにあたり、国家公務員法改正法案附則第16条第3項では、「人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされているが、短期の評価を直接給与に反映しないこと。
13. 再任用職員の賃金については、生活を維持するにふさわしい水準まで大幅に引き上げること。とりわけ全人連が作成する教育職モデル給料表における再任用教職員の賃金水準を改善すること。
14. 地方自治体等における労使協議を十分に保障するとともに、労働者の不利益を生じさせないよう、地域民間実態を適確に反映した人事委員会勧告を行うこと。
15. 労働安全衛生の観点から、業務に起因して新型コロナをはじめ感染症に罹患した職員及び患後症状が生じている職員に対し、適正に公務災害補償が行われるよう、人事委員会としての役割を果たすこと。

以上